

# 介護保険事業者のみなさんへ

## セクシュアル・ハラスメント対応と措置が事業者の義務となりました。

2007年(平成19年)4月施行の「改正男女雇用機会均等法」により、事業主に対して、セクシュアル・ハラスメントが発生しないよう、あるいは発生した場合に何らかの措置をとるよう義務付けがされました。

### 改正 男女雇用機会均等法(抄)

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

## 職場のセクシュアル・ハラスメントとは ???

法律の記載では、「職場において行われる相手の意に反する性的な言動」のことですが、「必要もないのに身体を触られること」もセクシュアル・ハラスメントとして解されています。

※「**職場**」とは、ホームヘルパーの場合、ヘルパーの事務所以外に、日常の仕事の場所である要介護者の自宅をはじめ、要介護者とともに付き添いで外出している時間すべて「**職場**」となります。(例えば、付き添いで行った病院や薬局、買い物をするスーパー、要介護者と移動する車の中、外出先で一緒に食事をする場合などが当てはまります。)